

令和 7 年度ボランティア活動支援助成施設の募集

当財団では、政策医療の振興に資するために、患者の療養環境におけるサービス等に対する支援を行うため、ボランティアの受け入れ体制が整備され、継続的なボランティア活動が行われている施設に、その活動に関して生じる経費を支援しています。

1. 募集対象施設

重症心身障害児（者）施設、筋ジストロフィー児（者）施設
20床以上の緩和ケア病棟を有する施設

2. 助成金額

1施設 80,000円以内（100円未満の申請額は切り捨て）

3. 助成金交付申請

ボランティア活動支援助成要項に定めるボランティア活動助成金交付申請書を令和 7 年 4 月 25 日（金）までに1部提出して下さい。^{（注）}

4. 助成決定

内容審査のうえ決定後、令和 7 年 6 月末に通知予定です。

5. ボランティア活動支援助成要項および申請書類等

当財団のホームページからダウンロードして下さい。

政策医療振興財団

検索

<https://www.seisakuiryou.or.jp>

公益財団法人 政策医療振興財団

〒103-0013

東京都中央区日本橋人形町2-2-6
堀口第2ビル4F

TEL 03-5843-6455

FAX 03-5843-6466

(ボランティア活動支援助成規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人政策医療振興財団の設立目的である政策医療の振興に資するため、医療機関等において、自らの自由な意志に基づき、重症心身障害児(者)及び筋ジストロフィー児(者)並びに、20床以上の緩和ケア病棟を有する施設に対し、療養環境におけるサービス、又はその家族に対する支援を行うために必要なボランティア活動費、及びボランティア受け入れのための環境整備費等に対して助成を行うものである。

(対象)

第2条 支援を受ける医療機関等は、ボランティアの受け入れ体制が整備され、継続的にボランティア活動が行われている施設であって、支援事業助成の対象経費は、ボランティア活動に関して生じる経費、及びボランティア受け入れに伴う環境整備のための経費を対象とする。

(支給基準)

第3条 助成金額は、別に定める「ボランティア活動支援助成支給基準」に基づき支給する。

(助成金交付申請及び決定)

第4条

(1) 本規程による助成を希望する施設は、次に掲げる書類を当財団に提出するものとする。

- ・ボランティア活動助成金交付申請書 (様式1号)

(2) 助成金の決定は、当財団が内容審査のうえ決定し、文書をもって通知する。

- ・ボランティア活動助成金について (様式2号)

(実績報告)

第5条

申請施設は、助成金の支出が終了後、速やかに費用の明細について報告するものとする。

- ・ボランティア活動支援事業実績報告書 (様式3号)

附	則	この要綱は、平成15年11月19日から適用する。
附	則	この要綱は、平成19年3月16日から一部改正適用する。
附	則	この要綱は、平成22年3月23日から一部改正適用する。
附	則	この要綱は、平成23年3月22日から一部改正適用する。
附	則	この規程は、平成24年4月1日から一部改正適用する。

ボランティア活動支援助成支給基準

1. 経費

対象経費は、ボランティア活動に関して生じる経費、及びボランティア受け入れに伴う環境整備のための経費を対象とする。

〔助成対象事例〕

- ・ 損害(傷害)保険料、ユニホーム、名札、エプロン、ミシン等縫製関係物品等
ボランティア活動として実施する花壇等植栽関係消耗品等
 - ・ ボランティア室の机、椅子、ロッカー、茶器、ポットなどボランティアの人達が使用する環境物品等
- 【冷暖房装置、空気清浄機等の備品(5万円以上)、およびタブレット端末は認めない。】
- 【交通費、食事、飲み物代等の費用は対象外とする。】

2. 支援助成限度額

申請書類を審査のうえ決定する支援助成施設に対し、一施設8万円以内とし、当該年度予算の範囲内とする。

3. その他

支援助成は単年度毎とし、毎年度申請可能とする。